

令和2年2月市議会建設水道委員会資料

第40号議案 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

目次	ページ
1 条例の改正理由	1
2 建築物省エネ法の改正概要	1～4
3 条例の改正内容	5～6
4 条例の施行期日	6
5 手数料条例別表新旧対照表（抜粋）	7～28



1 条例の改正理由

令和元年5月の「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」（以下「建築物省エネ法」という）の改正により、「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令」（以下、「省令」という）の一部が令和元年11月7日に改正され、設計者及び行政庁双方の負担軽減のため、容易に省エネ基準への適否が判断できるように、新たな簡易な評価方法が追加された。

この簡易な評価方法は、建築物省エネ法第36条に基づく表示認定の申請の評価方法として使用できるため、新たな手数料を定める必要があること、また、既存の手数料を一部改定する必要性が生じたことから、長崎市手数料条例の一部を改正するもの。

2 建築物省エネ法の概要

(1) 改正後の建築物省エネ法に基づく主な制度

	制 度	改正後
義 務	ア) 省エネ基準適合・適合性判定 2000㎡以上の建築物（非住宅）について、エネルギー消費性能基準への適合義務及び適合性判定義務を課す。 ※R3年4月1日より300㎡以上の建築物（非住宅）が対象	—
	イ) 届出 300㎡以上の建築物（住宅・非住宅）については、省エネ計画を所管行政庁へ届出ることを義務付け。	簡易な評価方法の追加 (設計者及び行政庁双方の負担軽減)
任 意	ウ) 表示認定 所管行政庁が省エネ基準に適合することを認定し、その建築物の所有者は、建築物の敷地やその建築物の広告などに建築物が当該認定を受けている旨の表示ができる。	簡易な評価方法の追加 (設計者及び行政庁双方の負担軽減)
	エ) 省エネ性能向上計画の認定 単体建築物及び複数の建築物で、国が定める省エネ基準を上回る誘導基準に適合する計画であるものは、所管行政庁（長崎市）の認定を受けることで容積率の特例が受けられる。	—

その他	<p>オ) 住宅トップランナー制度 建売戸建住宅・注文戸建住宅・賃貸アパートを供給する大手住宅事業者に対し、供給する建売住宅に関するトップランナー基準(省エネ基準を上回る基準)への適合を努力義務とする。</p>	—
	<p>カ) <u>監督体制の強化による省エネ基準への適合を徹底</u> 300㎡以上の届出義務の対象建築物において、省エネ基準に適合しない計画に対する監督体制を強化する。</p>	<p>簡易な評価方法の追加により 行政庁による審査時間を短縮</p>
	<p>キ) <u>設計者から建築主への説明を義務付け</u> 300㎡未満の建築物の新築等の際に設計者から建築主への省エネ性能に関する説明を義務付ける。 (R3年4月1日から施行)</p>	<p>簡易な評価方法の追加により 建築主への説明が容易になる</p>
	<p>ク) 気候・風土の特殊性により、地方公共団体が独自に省エネ基準を強化できる仕組みを導入 (法公布日より2年以内に施行)</p>	—

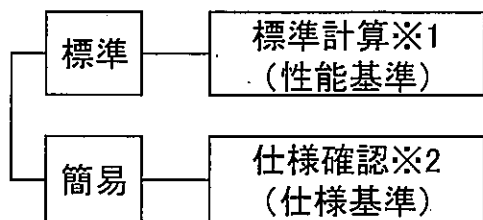
※ 部分が今回の省令改正により手数料を定める部分

(2) 省令の改正内容

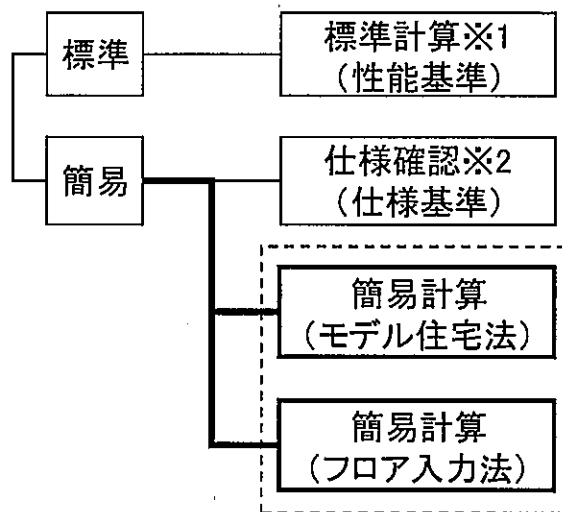
戸建住宅及び共同住宅における簡易な評価方法として、それぞれモデル住宅法、フロア入力法が追加された。

【評価方法の内容】

【現行】



【改正後】



追加

※1 標準計算・・・建物の各部位の面積、断熱性能などを計算し、また、各設備のエネルギー消費量を計算し、基準値内かを判断する。

※2 仕様確認・・・建物の各部位の仕様及び設備の仕様により国が定める数値を用いて計算を行い、基準と合致しているかを判断する。

ア 戸建住宅における簡易な評価方法（モデル住宅法）

これまでの標準計算では、部位ごとに面積等を計算していたが、簡易計算では、簡易計算シートを用いて行い、建物の部位ごとの断熱仕様に応じ、カタログ等の数値を入力して計算し、基準値内か判断する。

（令和元年 11 月 16 日施行、運用開始時期：令和 3 年 4 月予定）

国が策定予定の簡易計算シートの例

外皮平均熱貫流率 U_A 値		固定値	カタログから転記	結果
屋根・天井	0.192	X	熱貫流率 U	(1)
外壁	0.482	X		(2)
床	浴室	X		(3)
	その他	0.119		(4)
窓	0.105	X		(5)
ドア	0.014	X		(6)
土間床等の外周部	玄関等	0.021	線熱貫流率 U_L	(7)
	浴室	0.024		(8)
	その他			(9)
外皮平均熱貫流率 W [$m^2 \cdot K$]		(1)~(9)の合計 =		
		基準値: 0.87 [W ($m^2 \cdot K$)]		

標準計算 屋根・壁・窓などの部位ごとに面積を計算

簡易計算 固定値とし計算は必要なし

標準計算 屋根・壁・窓などの部位ごとに、断熱性能の計算

簡易計算 カタログ等の値をそのまま入力

イ 共同住宅における簡易な評価方法（フロア入力法）

これまでの標準計算では、1 住戸ごとに評価を行う必要があったが、簡易計算では、各階ごとの計算により基準値内か判断する。

（令和元年 11 月 16 日施行、運用開始時期：令和 2 年 4 月予定）

5 階建て 18 戸の共同住宅の場合（例）

【標準計算】

501	502		
401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

評価範囲：1 住戸ごと 18 件

【簡易計算（フロア入力法）】

501	502		
401	402	403	404
301	302	303	304
201	202	203	204
101	102	103	104

評価範囲：1 フロアごと 5 層

3 条例の改正内容

(1) 手数料の設定

今回追加された簡易な評価方法に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料の算定については、現在定めている簡易な評価方法である仕様基準と同様である旨、国から考え方が示されているため、それに基づく審査時間等により算定する。

(2) 新たに定めるもの

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料（法第36条第1項）

【国土交通大臣が定める簡易な評価方法による場合】

	延べ面積 (㎡)	・適合証又は検査済証等の 添付があるもの※ (円)	・適合証又は検査済証等の 添付がないもの (円)
一戸建て	200 未満	4,700	17,700
	200 以上	4,700	19,100
共同住宅	300 未満	9,500	33,400
	300 以上 2000 未満	20,400	57,900
	2000 以上 5000 未満	45,700	105,000
	5000 以上	81,800	158,900

※ 国の登録を受けた判定機関が事前審査を行ったもの。

(3) 従来の金額を見直すもの

建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料（法第36条第1項）

【仕様基準による場合】

	延べ面積 (㎡)	・適合証又は検査済証等の 添付があるもの※ (円)		・適合証又は検査済証等の 添付がないもの (円)	
		現行	改正後	現行	改正後
戸建	200未満	5,000	4,700	20,000	17,700
	200以上	5,000	4,700	21,000	19,100
共同住宅	300未満	10,000	9,500	38,000	33,400
	300以上 2000未満	23,000	20,400	66,000	57,900
	2000以上 5000未満	52,000	45,700	120,000	105,000
	5000以上	94,000	81,800	182,000	158,900

※ 国の登録を受けた判定機関が事前審査を行ったもの。

(4) その他所要の整備を行うもの

ア 建築物省エネ法に係るもの

手数料条例別表第1中、「モデル建物法」を「国土交通大臣が定める簡易な評価方法」に改める。

イ 食品衛生法に係るもの

食品衛生法施行令の令和元年10月の一部改正に伴い、営業許可を要する業種の名称表記が改正されたことに伴い、手数料条例別表第1中「醬(しょう)油製造業」を「しょうゆ製造業」に、「めん類製造業」を「麺類製造業」に改める。

4 条例の施行期日

建築物省エネ法に係るものについては、令和2年4月1日とし、食品衛生法に係るものについては、公布の日とする。

5 手数料条例別表新旧対照表（抜粋）

現行					改正後（案）				
○長崎市手数料条例					○長崎市手数料条例				
(件数)					(件数)				
第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。					第3条 別表第1第1号の手数料の件数は、次に掲げるとおりとする。				
(1)～(3) 略					(1)～(3)略				
2～4 略					2～4 略				
別表第1（第2条関係）					別表第1（第2条関係）				
手数料の 種類	区分	単位	金額	手数料 の対象 事務の 根拠と なる法 令等	手数料の 種類	区分	単位	金額	手数料 の対象 事務の 根拠と なる法 令等
(1)～(50) 省略					(1)～(50) 省略				

(51) <u>しゅうゆ</u> 製造業許 可申請手 数料	新規	1件	1万 6,000		
	更新	1件	1万 2,000		
(52) ~ (55) 省略					
(56) <u>めん</u> 類製造業 許可申請 手数料	新規	1件	1万 4,000		
	更新	1件	1万500		
(57) ~ (210) 省略					
(211) 建築 物エネル ギー消費 性能確保 計画の適	ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量の	(略)	(略)	(略)	建築物 省エネ 法第 12条 第1項

(51) <u>し</u> <u>ようゆ</u> 製造業 許可申 請手数 料	新規	1件	1万 6,000		
	更新	1件	1万 2,000		
(52) ~ (55) 省略					
(56) <u>麺</u> 類製造 業許可 申請手 数料	新規	1件	1万 4,000		
	更新	1件	1万500		
(57) ~ (210) 省略					
(211) 建 築物エ ネルギー 消費 性能確	ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又	(略)	(略)	(略)	建築物 省エネ 法第 12条 第1項

合性判定 手数料	みの場合又は当該評 価対象がない場合				又は第 13条 第2項	保計画 の適合 性判定 手数料	は当該評価対象がない 場合				又は第 13条 第2項
	イ ア以外の場合	a 評価手 法が <u>モデル</u> <u>建物法</u> の場合は、 非住宅部 分の床面 積の合計 に応じ、次 に掲げる 区分 (略)	(略)	(略)			イ ア以外の場合	a 評価手 法が <u>国土</u> <u>交通大臣</u> <u>が定める</u> <u>簡易な評</u> <u>価方法の</u> 場合は、非 住宅部分 の床面積 の合計に 応じ、次に 掲げる区 分 (略)	(略)	(略)	
		b (略)	(略)	(略)			b (略)	(略)	(略)		

(212) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	(略)	(略)	(略)	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項	(212) 建築物エネルギー消費性能確保計画の適合性判定変更手数料	ア 建築物エネルギー消費性能基準に適合させるべき評価対象が照明設備の一次エネルギー消費量のみの場合又は当該評価対象がない場合	(略)	(略)	(略)	建築物省エネ法第12条第2項又は第13条第3項
	イ ア以外の場合	a 評価手法が <u>モデル建物法</u> の場合は、非住宅部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分					イ ア以外の場合	a 評価手法が <u>国土交通大臣が定める簡易な評価方法</u> の場合は、非住宅部分の床面積の合計に応じ、次に			

			(略)						掲げる区分							
			b (略)	(略)	(略)				b (略)	(略)	(略)					
(213) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料	ア 建築物省エネ法第30条第2項に規定する申請がない	(ア) (略)	a (略)	(略)	(略)	建築物省エネ法第29条第1項	建築物省エネ法第29条第1項	建築物省エネ法第29条第1項	a (略)	(略)	(略)	建築物省エネ法第29条第1項	建築物省エネ法第29条第1項			
			b (略)	(略)	(略)				b (略)	(略)	(略)					
		(イ) (略)	a (略)	(略)	(略)				a (略)	(略)	(略)			a (略)	(略)	(略)
			b (略)	(略)	(略)				b (略)	(略)	(略)			b (略)	(略)	(略)
		(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるも	住宅の部分 を有しない 建築物（以 下「非住宅」											住宅の部分 を有しない 建築物（以 下「非住宅」		

<p>場合</p>	<p>の（ア）という。） 又は（オ）で評価手法 に掲げる場が<u>モデル建</u> 合を除く。）<u>物法</u>の場合 は、当該非 住宅の床面 積の合計に 応じ、次に 掲げる区分 （略）</p>					<p>の（ア）という。） 又は（オ）で評価手法 に掲げる場が<u>国土交通</u> 合を除く。）<u>大臣が定め</u> <u>る簡易な評</u> <u>価方法</u>の場 合は、当該 非住宅の床 面積の合計 に応じ、次 に掲げる区 分 （略）</p>		
	<p>（エ） 適合非住宅で評 証又は性能価手法が<u>モ</u> 評価書の添<u>デル建物法</u> 付がないも<u>の場合</u>は、 の（イ）<u>当該非住宅</u></p>					<p>（エ） 適合非住宅で評 証又は性能価手法が<u>国</u> 評価書の添<u>土交通大臣</u> 付がないも<u>が定める簡</u> の（イ）<u>易な評価方</u></p>		

	又は(カ)に掲げる場合を除く。)	の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(略)	(略)	(略)
	(オ)	(略)	(略)	(略)
	(カ)	(略)	(略)	(略)
	(キ)	(略)	(略)	(略)
イ 建築物	(ア)	a	(略)	(略)
		b	(略)	(略)
省エネ法	(イ)	a	(略)	(略)
		b	(略)	(略)
第30条第	(ウ) 適合証又は性能	非住宅で評価手法がモ	(略)	(略)

	又は(カ)に掲げる場合を除く。)	法の場合 は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
		(略)	(略)	(略)
	(オ)	(略)	(略)	(略)
	(カ)	(略)	(略)	(略)
	(キ)	(略)	(略)	(略)
イ 建築物	(ア)	a	(略)	(略)
		b	(略)	(略)
省エネ法	(イ)	a	(略)	(略)
		b	(略)	(略)
第30条第	(ウ) 適合証又は性能	非住宅で評価手法が国	(略)	(略)
2項に規定す				

	2項 に規 定す る申 出が ある 場合	評価書の添 付があるも の（ア） 又は（オ） に掲げる場 合を除く。）	デル建物法 の場合			
		（エ） 適合 証又は性能 評価書の添 付がないも の（イ） 又は（カ） に掲げる場 合を除く。）	非住宅で評 価手法がモ デル建物法 の場合	（略）	（略）	
		（オ） （略）	（略）	（略）	（略）	
		（カ） （略）	（略）	（略）	（略）	
		（キ） （略）	（略）	（略）	（略）	
(214)	（略）		（略）	（略）	（略）	
(215)	建築ア 建	（ア） （略）	a（略）	（略）	（略）	建築物

	る申出 がある 場合	評価書の添 付があるも の（ア） 又は（オ） に掲げる場 合を除く。）	土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合			
		（エ） 適合 証又は性能 評価書の添 付がないも の（イ） 又は（カ） に掲げる場 合を除く。）	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	（略）	（略）	
		（オ） （略）	（略）	（略）	（略）	
		（カ） （略）	（略）	（略）	（略）	
		（キ） （略）	（略）	（略）	（略）	
(214)	（略）		（略）	（略）	（略）	（略）
(215)	建ア 建築	（ア） （略）	a（略）	（略）	（略）	建築物

物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	建築物省エネ法第30条第2項に規定する申請がない場合		b (略)	(略)	(略)	省エネ法第31条第1項
		(イ) (略)	a (略)	(略)	(略)	
			b (略)	(略)	(略)	
		(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるものの(ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法がモデル建物法の場合、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (略)	(略)	(略)	
		(エ) 適合証又は性能	非住宅で評価手法がモ	(略)	(略)	

建築物エネルギー消費性能向上計画の変更認定申請手数料	物省エネ法第30条第2項に規定する申請がない場合		b (略)	(略)	(略)	省エネ法第31条第1項
		(イ) (略)	a (略)	(略)	(略)	
			b (略)	(略)	(略)	
		(ウ) 適合証又は性能評価書の添付があるものの(ア)又は(オ)に掲げる場合を除く。)	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合 は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 (略)	(略)	(略)	
		(エ) 適合証又は性能	非住宅で評価手法が国	(略)	(略)	

	評価書の添付がないもの（イ）又は（カ）に掲げる場合を除く。）	<u>デ</u> ル建物法 の場合は、 当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （略）		
	（オ）	（略）	（略）	（略）
	（カ）	（略）	（略）	（略）
	（キ）	（略）	（略）	（略）
イ 建	（ア）	（略）	（略）	（略）

	評価書の添付がないもの（イ）又は（カ）に掲げる場合を除く。）	<u>土</u> 交通大臣 が定める簡易な評価方法 の場合は、 当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分 （略）		
	（オ）	（略）	（略）	（略）
	（カ）	（略）	（略）	（略）
	（キ）	（略）	（略）	（略）
イ 建築	（ア）	（略）	（略）	（略）

建築物 省エ ネ法	(イ)	(略)	(略)	(略)
第30 条第 2項 に規 定す る申 出が ある 場合	(ウ) 適合 証又は性能 評価書の添 付があるも の(ア) 又は(オ) に掲げる場 合を除く。)	非住宅で評 価手法がモ デル建物法 の場合	(略)	(略)
	(エ) 適合 証又は性能 評価書の添 付がないも の(イ) 又は(カ) に掲げる場 合を除く。)	非住宅で評 価手法がモ デル建物法 の場合	(略)	(略)

物省エ ネ法第 30条第 2項に 規定す る申出 がある 場合	(イ)	(略)	(略)	(略)
	(ウ) 適合 証又は性能 評価書の添 付があるも の(ア) 又は(オ) に掲げる場 合を除く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	(略)	(略)
	(エ) 適合 証又は性能 評価書の添 付がないも の(イ) 又は(カ) に掲げる場 合を除く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合	(略)	(略)

		(オ)	(略)	(略)	(略)	
		(カ)	(略)	(略)	(略)	
		(キ)	(略)	(略)	(略)	
	ウ	(略)				
(216) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	ア	(略)	(略)	(略)	(略)	建築物 省エネ 法第 36条 第1項
		(略)	(略)	(略)		
	イ	(略)	(略)	(略)		
ウ	適合証又は検査済証等の添付があるもの(ア、オ又はキに掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合、当該一戸建て住宅の床面積の合計				

		(オ)	(略)	(略)	(略)	
		(カ)	(略)	(略)	(略)	
		(キ)	(略)	(略)	(略)	
	ウ	(略)				
(216) 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	ア	(略)	(略)	(略)	(略)	建築物 省エネ 法第 36条 第1項
		(略)	(略)	(略)		
	イ	(略)	(略)	(略)		
ウ	適合証又は検査済証等の添付があるもの(ア、オ又はキに掲げる場合を除く。)	a 一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法	(略)	(略)		

に応じ、次に掲げる区分

(a) 200平方メートル未満のもの

1件

5,000

(b) 200平方メートル以上のもの

1件

5,000

の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分

(a) 200平方メートル未満のもの

1件

4,700

(b) 200平方メートル以上のもの

1件

4,700

b	共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a)	300	1件	1万

b	共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a)	300	1件	9,500

	平方メートル未満のもの		
(b)	300	1件	<u>2万</u>
	平方メートル以上		<u>3,000</u>
	2,000平方メートル未満のもの		
(c)		1件	<u>5万</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル		<u>2,000</u>

	平方メートル未満のもの		
(b)	300	1件	<u>2万400</u>
	平方メートル以上		
	2,000平方メートル未満のもの		
(c)		1件	<u>4万</u>
	2,000平方メートル以上5,000平方メートル		<u>5,700</u>

		メートル未満のもの (d)	1件	9万				メートル未満のもの (d)	1件	8万		
		5,000平方メートル以上のもの		4,000				5,000平方メートル以上のもの		1,800		
エ	適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a	一戸建て住宅で評価手法が仕様基準の場合			エ	適合証又は検査済証等の添付がないもの（イ、カ又はクに掲げる場合を除く。）	a	一戸建て住宅で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法			

に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1件	<u>2万</u>
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	<u>2万</u> <u>1,000</u>

の場合は、当該一戸建て住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
(a) 200平方メートル未満のもの	1件	<u>1万</u> <u>7,700</u>
(b) 200平方メートル以上のもの	1件	<u>1万</u> <u>9,100</u>

b 共同住宅等で評価手法が仕様基準の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300 平方メートル	1件 <u>3万</u> <u>8,000</u>

b 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該共同住宅等の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分		
	(a) 300 平方メートル	1件 <u>3万</u> <u>3,400</u>

		未満のもの		
		(b) 300	1件	<u>6万</u>
		平方メートル以上		<u>6,000</u>
		2,000平方メートル未満のもの		
		(c)	1件	<u>12万</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		

		未満のもの		
		(b) 300	1件	<u>5万</u>
		平方メートル以上		<u>7,900</u>
		2,000平方メートル未満のもの		
		(c)	1件	<u>10万</u>
		2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの		<u>5,000</u>

	もの (d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	<u>18万</u> <u>2,000</u>
オ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ又はキに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法がモデル建物法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(略)	(略)

	もの (d) 5,000平方メートル以上のもの	1件	<u>15万</u> <u>8,900</u>
オ 適合証又は検査済証等の添付があるもの（ア、ウ又はキに掲げる場合を除く。）	非住宅で評価手法が国土交通大臣が定める簡易な評価方法の場合は、当該非住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる区分	(略)	(略)

	(略)		
カ 適合証又は検査 済証等の添付がな いもの(イ、エ又は クに掲げる場合を 除く。)	非住宅で評 価手法がモ デル建物法 の場合は、 当該非住宅 の床面積の 合計に応 じ、次に掲 げる区分 (略)	(略)	(略)
キ (略)	(略)	(略)	(略)
ク (略)	(略)	(略)	(略)

	(略)		
カ 適合証又は検査済 証等の添付がないも の(イ、エ又はクに 掲げる場合を除く。)	非住宅で評 価手法が国 土交通大臣 が定める簡 易な評価方 法の場合 は、当該非 住宅の床面 積の合計に 応じ、次に 掲げる区分 (略)	(略)	(略)
キ (略)	(略)	(略)	(略)
ク (略)	(略)	(略)	(略)

	ケ (略)	(略)	(略)	(略)	

(217) ~ (253) 省略

	ケ (略)	(略)	(略)	(略)	

(217) ~ (253) 省略